



参 考

[根拠法令等]

毒物及び劇物取締施行令

(使用方法)

第 18 条 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、なし、ぶどう、桃、あんず、梅、ホツブ、なたね、桑、しちとうい又は食用に供されることがない観賞用植物若しくはその球根の害虫の防除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

(1) 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。

イ 略

ロ 法第 8 条 に規定する毒物劇物取扱責任者の資格を有する者であつて、都道府県知事の指定を受けたもの

ハ 略

ニ 植物防疫法第 33 条第 1 項に規定する病虫害防除員であつて、都道府県知事の指定を受けたもの

ホ 農業改良助長法第 8 条第 1 項に規定する普及指導員であつて、都道府県知事の指定を受けたもの

ヘ 地方公共団体、農業協同組合又は農業共済組合の技術職員であつて、都道府県知事の指定を受けたもの

(2)～(8) 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。